

## 第6章 ユニバーサルデザインによるまちづくり

### 6-1. バリアフリー化を促進する地区の考え方

#### 1) 基本的な考え方

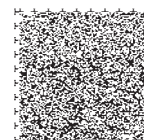
マスタープランでは、これまでに本市が策定した、まちづくりや公共交通、福祉、観光などに関する計画との整合を図りながら、高齢者や障がい者、外国人など全ての人の交流や社会参加、消費生活、勤労の場などを提供するため、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを本市全域にて取り組みます。

特にバリアフリー化を促進する地区を『移動等円滑化促進地区』に設定し、市民・事業者・行政などが連携しながら、それぞれができる取り組みを実践し、ソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進します。



- マスタープラン対象区域
- マスタープランにより定められた移動等円滑化促進地区
- (参考) マスタープラン策定後、基本構想で定める重点整備地区
- 生活関連経路

担当課：交通政策課



## 2) 移動等円滑化促進地区とは

高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する、鉄道駅などの旅客施設や官公庁施設、福祉施設、宿泊施設などの生活関連施設が、おおむね徒歩圏内に集まっている地区を、移動等円滑化促進地区として設定します。

## 3) 生活関連施設とは

常に多くの人々が利用する施設としては、鉄道駅などの旅客施設や官公庁施設、病院、教育・文化施設、商業施設、公園・運動施設などが考えられます。

また、上記の施設とあわせて、高齢者、障がい者などの利用が多い福祉施設や外国人などの来訪者の利用が多い宿泊施設などが考えられます。

### ● 生活関連施設の考え方

- ・ 鉄道駅など旅客施設および医療施設、商業施設などの位置づけは、福島市公共交通網形成計画などの関連資料を参考とします。
- ・ 介護老人福祉施設やケアハウスなど福祉施設の位置づけについては、福島市介護施設一覧表などの関連資料を参考とします。
- ・ バリアフリー化施設の位置づけについては、ふくしまバリアフリーツアースターのバリアフリーマップなどの関連資料を参考とします。
- ・ 宿泊施設などの位置づけについては、各地区の観光協会などが発行している関連資料を参考とします。

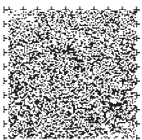
## 4) 生活関連経路とは

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、それ以外の生活関連施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保します。

また、移動等円滑化の観点から、建物と道路が一体となってバリアフリー化されていることが有効であるため、既にバリアフリー化されている経路も生活関連経路の対象とします。

### ● 生活関連経路の考え方

- ・ 生活関連施設を訪れる人などの利用頻度が高い経路や、歩行者通行量の多い経路を選定します。
- ・ 生活関連施設を相互に連絡するため、移動等円滑化促進地区内のネットワークの構成に取り組みます。



担当課：交通政策課

## 6-2. 移動等円滑化促進地区設定の流れ

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に基づき、以下の手順により地区の設定を行います。

### 【手順1】移動等円滑化促進する候補地の検討

「市の概況」や「市民アンケート調査結果」などから、多くの人々がよく利用する、鉄道駅などの旅客施設や病院、福祉施設、宿泊施設などの生活関連施設が、おおむね徒歩圏内に集まっている地区を、「移動等円滑化促進地区」の候補地として検討します。



### 【手順2】生活関連施設の確認

「まち歩き点検」や「障がい者団体等とのワークショップ」を通して、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々が、日常生活または社会生活において利用する施設の一部について確認します。

※生活関連施設：旅客施設、病院、福祉施設、宿泊施設、公園など



### 【手順3】生活関連経路の確認

「まち歩き点検」や「障がい者団体等とのワークショップ」を通して、歩行者や車いす利用者などが「旅客施設」や「生活関連施設」などを安全に移動できる経路の一部について確認します。

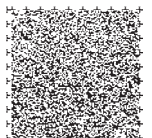
※生活関連経路：道路



### 【手順4】移動等円滑化促進地区の設定

「まち歩き点検」や「障がい者団体等とのワークショップ」を通して、バリアフリー化の必要性について確認した地区を基に、市全域における各地候補地の位置づけなどを確認したうえで、「移動等円滑化促進地区」として設定します。

担当課：交通政策課



### 6-3. 移動等の円滑化を促進する候補地

市民アンケート調査および本市の福祉やまちづくり、観光などに関する計画などから、移動等の円滑化を促進する候補地を選定します。

#### ○中心市街地

##### ①中心市街地

- ・中心市街地は、旅客施設や医療施設が集積し、関連計画である福島市立地適正化計画の都市機能区域にも設定されており、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の促進など、人に優しいまちづくりにおける先導的な施策展開を図る地区とされております。
- ・福島駅は、福島市地域公共交通網形成計画において鉄道・幹線・一般路線が集中する中心拠点として位置づけられており、市内外からの来訪者の移動を支える重要な交通拠点となっています。

#### ○観光地

##### ②飯坂温泉、③土湯温泉、④高湯温泉

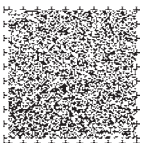
- ・福島市観光振興計画において、飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉など、多様な温泉地は本市を代表する地域資源として、温泉王国・福島市としての重層的な魅力を提供しています。
- ・市内に点在する温泉地の中でも、飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉の3温泉地は、観光客入込数が多く、また、市民アンケートにおける「バリアフリー化が必要と思う観光地」の中でも、多くの意見が寄せられた地区です。

##### ⑤ 花見山周辺

- ・福島市観光振興計画において、花見山は花観光の支柱に位置づけられており、花見山周辺におけるバリアフリー観光を推進しています。
- ・市民アンケートにおける「バリアフリー化が必要と思う観光地」の中でも飯坂温泉に次いで、特に多くの意見が寄せられた地区です。

##### ⑥ あづま総合運動公園周辺

- ・観光地・イベント別観光客入込数において、最も利用数の多い地区であり市民アンケートにおける「バリアフリー化が必要と思う観光地」の中でも、多くの意見が寄せられた地区です。



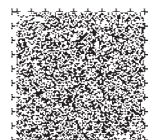
担当課：交通政策課

以上のことを踏まえて、本市において特にバリアフリー化を促進する地区を移動等円滑化促進地区として、以下のとおり検討しました。



【図】 移動円滑化促進地区の候補地（6地区）

担当課：交通政策課

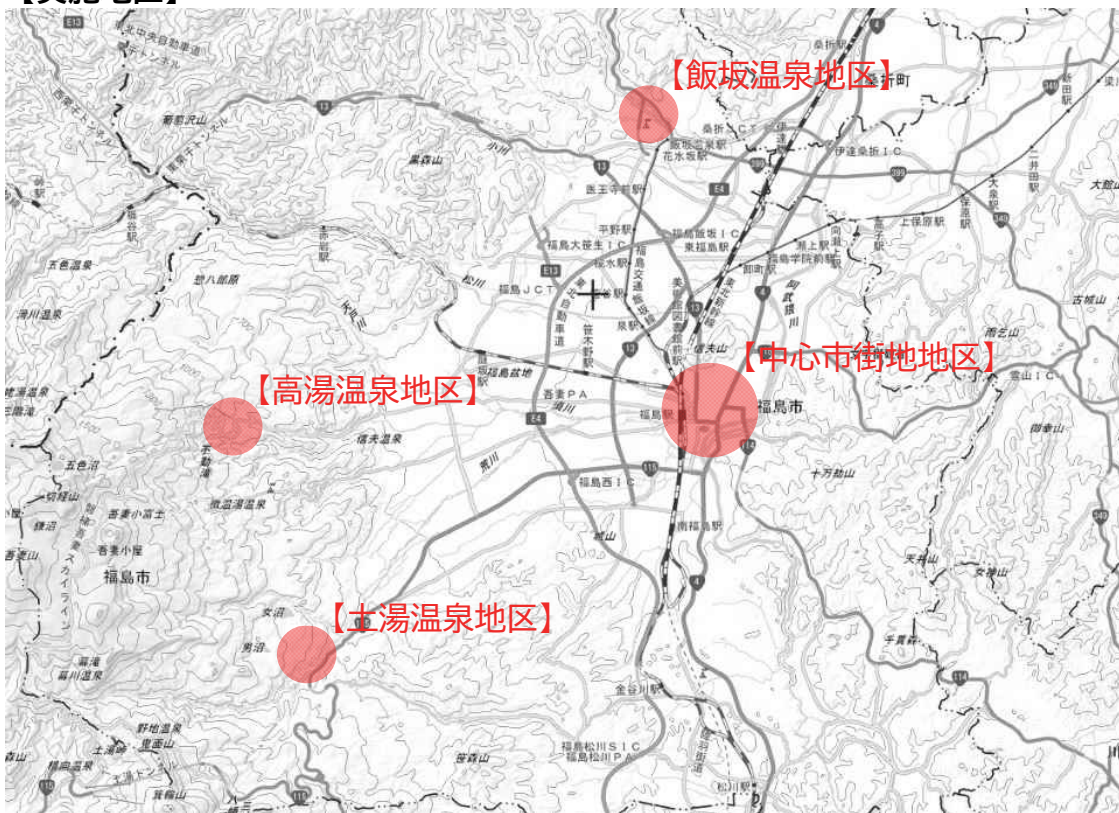


## 6-4. まち歩き点検、障がい者団体等とのワークショップ

### 1) まち歩き点検の実施

移動等円滑化促進地区の候補地において、高齢者や障がい者など多くの方が日常生活で利用する施設や歩行者および車いす利用者が安全に移動できる経路について、障がいのある人とない人が一緒に問題点などを把握する、まち歩き点検を実施しました。

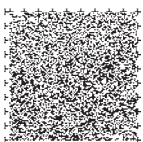
#### 【実施地区】



#### 【主な点検施設】

点検施設	施設概要
旅客施設のバリアフリー状況	鉄道駅やバス停など
移動経路などのバリアフリー状況	主要な施設をつなぐ道路など
生活関連施設のバリアフリー状況	高齢者や障がい者などがよく利用する 主要な施設の出入り口付近など

※点検箇所以外の区域については、事務局で確認しました。

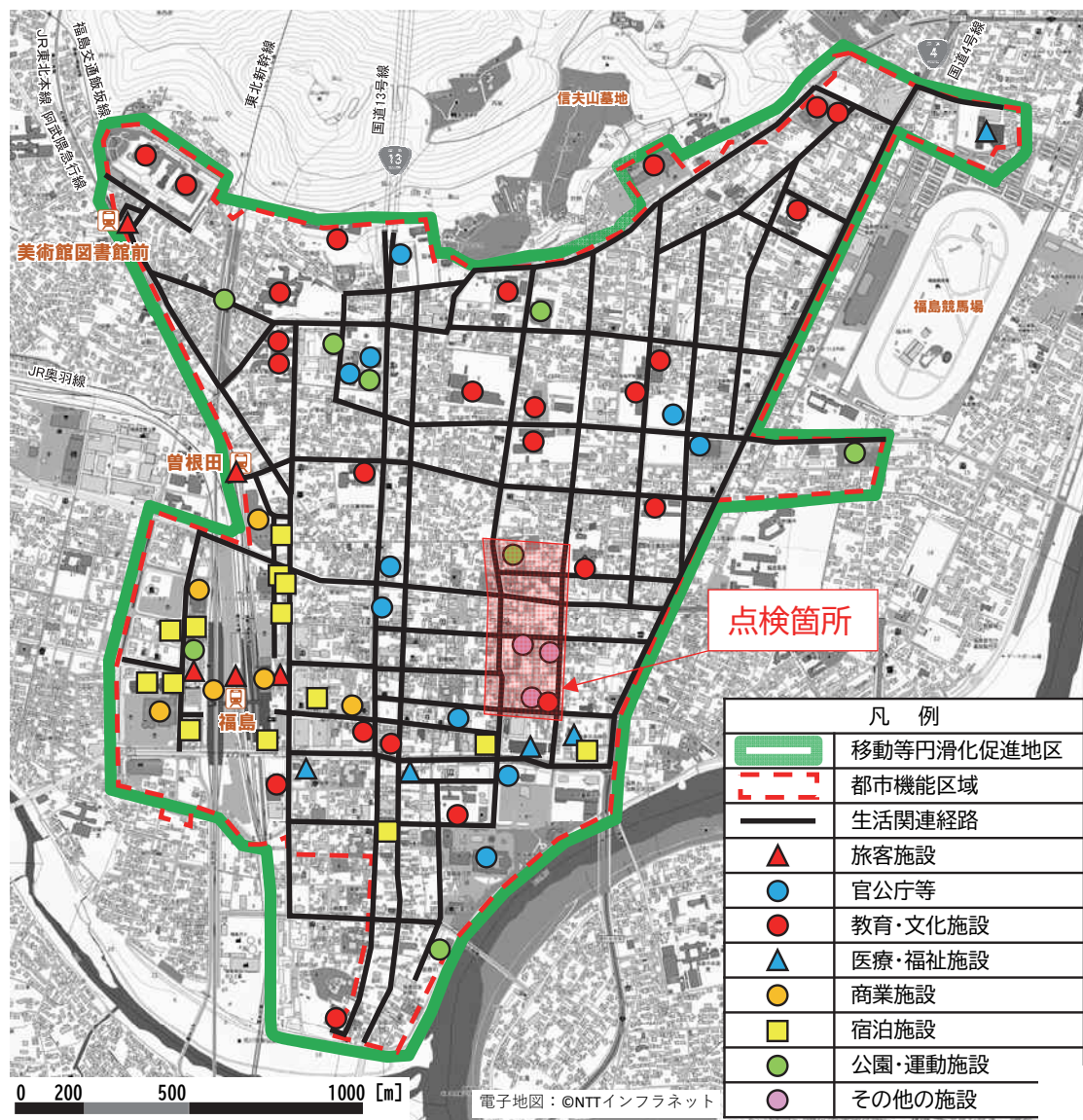


担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課

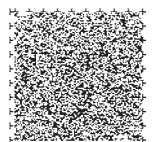
【まち歩き点検の概要】

中心市街地地区

日時	令和2年11月26日(木) 9:30~11:30	
場所	集合場所	新浜公園
	点検場所	新町・上町・宮町周辺
	意見交換会場	新浜公園ふれあい交流センター前
参加者	日本オストミー協会福島県支部、福島市視覚障がい者福祉協会 福島市聴覚障害者協会、福島自閉症児・者親の会 福島県障がい者スポーツ協会、バリアフリースターセンター	



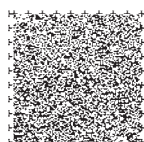
担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課



## 【まち歩き点検結果】

中心市街地地区について、以下のとおり取りまとめました。

移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両乗入部の傾斜が急であるため、歩道上での移動がしづらい</li> <li>・路面と同色系の構造物（車止めなど）は視認性が悪い</li> <li>・街路樹周辺の路面に段差が生じている</li> <li>・点字ブロックの劣化や剥がれがある</li> <li>・点字ブロックは路面と同色系の場合、見えづらい</li> <li>・歩道が狭いところほど、点字ブロックを整備してほしい</li> <li>・歩道橋のある交差点に横断歩道がないため、歩道橋を利用できない車イス利用者は横断できない</li> </ul>
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスロケーションシステムが故障している</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音響式信号機は異種鳴き交わし方式</li> <li>・案内標識の情報が古い</li> <li>・ゴム製の点字ブロックは摩耗しやすい</li> <li>・構造物等は、夜間の見え方にも気を使ってほしい</li> </ul>



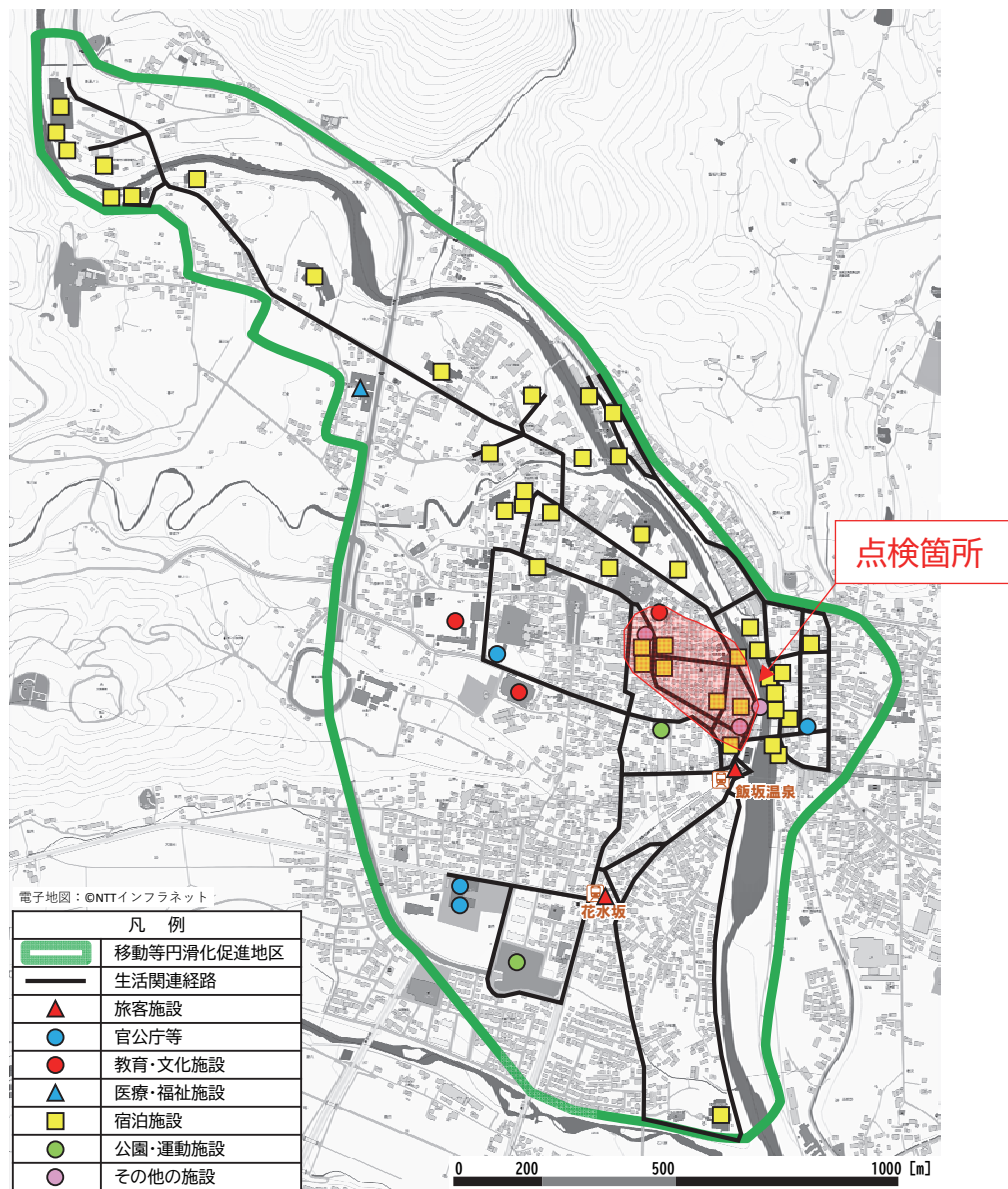
担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課



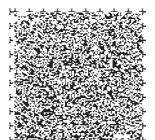
【まち歩き点検の概要】

飯坂温泉地区

日時	令和2年11月19日(木) 9:30~11:30	
場所	集合場所	飯坂温泉駅
	点検場所	飯坂温泉駅周辺
	意見交換会場	飯坂温泉駅前広場
参加者	日本オストミー協会福島県支部、福島市視覚障がい者福祉協会 福島市聴覚障害者協会、福島自閉症児・者親の会 福島県障がい者スポーツ協会、バリアフリースターセンター	



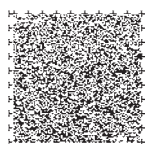
担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課



## 【まち歩き点検結果】

飯坂温泉地区について、以下のとおり取りまとめました。

移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車止めと花壇により、入口が塞がれ車イスが近づけない</li> <li>・歩道の街路樹の根上りにより、歩道に段差が生じている</li> <li>・地下歩道への昇降は階段と自転車用の狭いスロープのみであるため、車イスで利用できない</li> <li>・地下歩道の手すりに行き先表示の点字がないため、方向が分かりづらい</li> <li>・点字ブロックが設置されていても連続性がない</li> </ul>
案 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前の案内所の場所がわかりにくい</li> <li>・階段のある場所では迂回ルートを示してほしい</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の死角へミラーの設置が必要</li> <li>・音の出る信号機の音が出なくなっている</li> </ul>

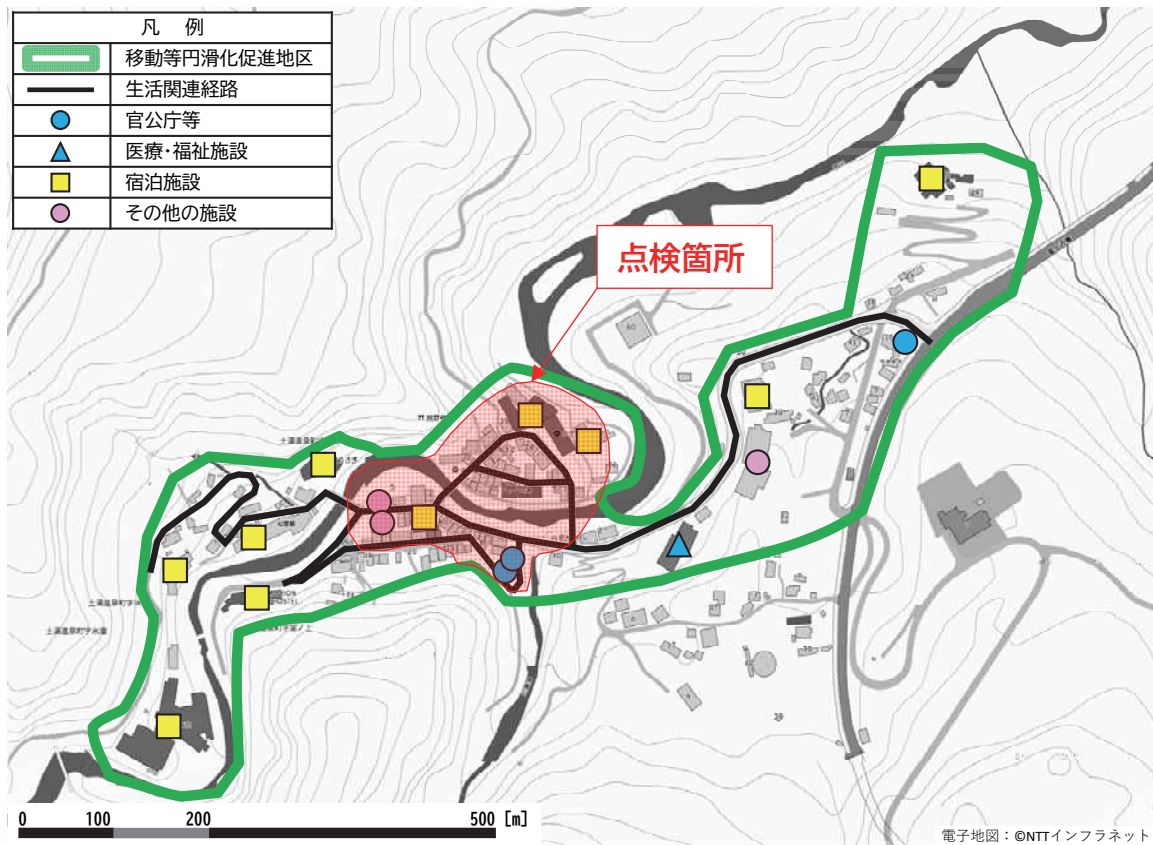


担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課

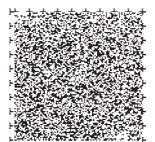
【まち歩き点検の概要】

土湯温泉地区

日時	令和2年11月18日（水）9:30～11:30	
場所	集合場所	土湯温泉町支所
	点検場所	土湯温泉バス停周辺
	意見交換会場	土湯温泉まちおこしセンター湯楽座 会議室
参加者	福島市視覚障がい者福祉協会、福島市手をつなぐ親の会 福島県障がい者スポーツ協会、バリアフリースターセンター	



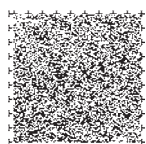
担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課



## 【まち歩き点検結果】

土湯温泉地区について、以下のとおり取りまとめました。

移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プランターや車止めが車イスでの移動の妨げになっている</li> <li>・歩道と車道を区切るブロックの段差により、移動しづらい</li> <li>・土湯温泉町支所の駐車場に障がい者用（思いやり駐車場）の駐車スペースがない</li> <li>・障がい者用駐車場が傾斜部にあり、乗降しづらい</li> <li>・バス停と歩道の上に横断歩道が無い</li> <li>・一部しか歩道がなく、連続していないため、移動しづらい</li> <li>・足湯までの傾斜が急であるが、平らな面と同色のため路面の変化がわかりづらい</li> <li>・歩道に点字ブロックあるいは、歩車道の境界を色か材質で分けると良い</li> <li>・全般的に駐車場が少ない</li> </ul>
案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板が少ない</li> <li>・案内板には、ふりがなやピクトグラム、音声案内があると良い</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根付きベンチなど休憩できる場所があれば良い</li> </ul>

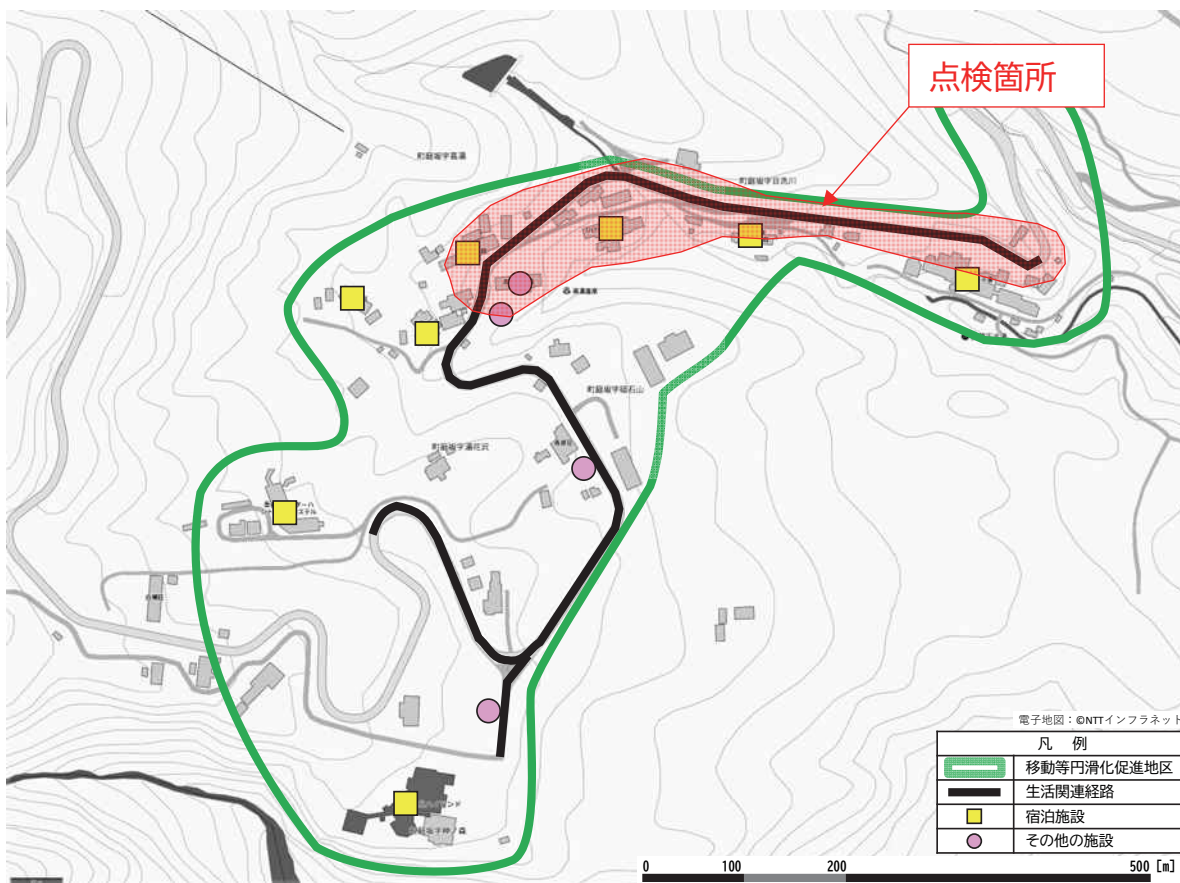


担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課

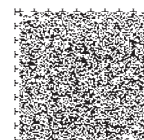
【まち歩き点検の概要】

高湯温泉地区

日時	令和2年11月18日（水）13:30～16:30	
場所	集合場所	共同浴場あったか湯
	点検場所	高湯バス停周辺
	意見交換会場	吾妻学習センター分館 研修室
参加者	福島市視覚障がい者福祉協会、福島市聴覚障害者協会 福島市手をつなぐ親の会、福島・伊達精神障害福祉会 福島県障がい者スポーツ協会、バリアフリースターセンター	



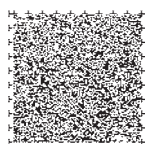
担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課



【まち歩き点検結果】

高湯温泉地区について、以下のとおり取りまとめました。

移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の幅が狭く、移動しづらい</li> <li>・自転車等のスピードを抑制する工夫（反射板や路面の凹凸）が必要</li> </ul>
案 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停の待機スペースが必要</li> <li>・バス停が老朽化しており、表示が消えかかっているため、分かりづらい</li> <li>・バスが何処にいるかわかるバスロケーションシステムがあると良い</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外灯がないため、暗い</li> <li>・自動販売機を設置してほしい</li> <li>・施設入口にカーブミラーがほしい</li> </ul>



担当課：交通政策課・地域福祉課・障がい福祉課

## まち歩き点検からみえた課題

### 現状

#### 移動する視点に合っていない

- ・道路と施設出入口との段差が大きい
- ・移動の妨げとなる場所に車止めやプランターなどがある
- ・路面と施設が同系色のため、見えづらい
- ・点字ブロックによる誘導が途切れている
- ・目線が異なるため、死角が発生する場合がある

### 課題

#### 移動経路など想定したバリアフリー化

駅から目的施設までの経路など、連続的なバリアフリー化が進んでいない

#### 利用者の視点に合っていない

- ・バス停など老朽化した施設の更新や修繕がなされていない
- ・障がい者優先駐車スペースが確保されていない、又は施設出入口から離れている
- ・案内板が分かりづらい
- ・施設が使用しづらい

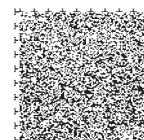
#### 誰にでも利用しやすい施設の整備

さまざまなニーズに対応するための、個々の設備などのバリアフリー化が進んでいない

#### まとめ

- ・高齢者や障がい者の移動において段差や色合いによる障壁や、利用しづらい施設・案内板がある現状

高齢者や障がい者の視点に合わせた移動経路と連続したバリアフリー化、ユニバーサルデザインに特化した個々の設備などの修繕が必要



## 2) 障がい者団体などとのワークショップ

まち歩き点検結果を踏まえて、福島市のバリアフリー化の状況などについて、障がい者などから「福島市に望むソフトとハード両面のバリアフリー」をテーマにそれぞれの視点から意見を聴収し、移動等円滑化促進地区の設定の考え方などについて検討しました。

また、ワークショップでは講師を招き、参加者は「バリアフリーの計画づくりと障害理解を結ぶ「まちづくり」の考え方」の講話の中で、「積極的な住民参加」の意義は、合意や同意を目的に進めることではなく、「対話」「理解」「納得」により協力し合うことなどについて理解を深めた後、グループ討議などを実施しました。

### 【ワークショップの概要】

令和2年12月9日（水）午前9時30分～12時00分

福島市市民会館 第2ホール（福島市霞町1-52）

参加者：日本オストミー協会福島県支部、福島市視覚障がい者福祉協会

福島市聴覚障害者協会、福島市手をつなぐ親の会

福島自閉症児・者親の会、福島・伊達精神障害福祉会

バリアフリーツアーセンター（バリアフリー推進パートナー）

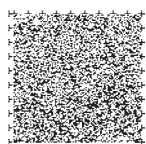
福島県障がい者スポーツ協会（バリアフリー推進パートナー）

### 【グループ討議・発表】

10人1組の2グループ（A班、B班）に分かれ、それぞれで当事者およびバリアフリー推進パートナーから意見を聴収・整理し、各グループでまとめた内容について発表し、参加者で共有しました。



担当課：交通政策課





## 【ワークショップの結果】

まち歩き点検で気づいたバリアフリーに係る事項や移動等円滑化促進地区の設定の考え方などをワークショップで共有し、以下のとおり取りまとめました。

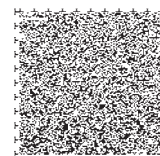
### 【A班】

移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴムチップ舗装は白杖からの反射音がなく不安である</li> <li>・側溝の蓋の網目の粗いものは危ない</li> <li>・横断歩道や外側線をはっきりと書いてほしい</li> <li>・音響式信号機は異種鳴き交わし方式へ変更してほしい</li> </ul>
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階は広いトイレ、2階は小さいトイレにするといった工夫をする</li> <li>・曾根田駅のホームの使わない側に柵や壁を設置してほしい</li> <li>・福島駅バスプールのベンチは路面と同色系で見えづらい</li> </ul>
案 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停の存在がわかりやすいようにしてほしい</li> <li>・テルサ前の案内板はわかりやすいが、情報を更新してほしい</li> <li>・観光地は坂が多いため、車いす利用のモデルコースを設定してほしい</li> </ul>
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供への教育が必要</li> <li>・障がい者への声かけが少ない</li> <li>・全ての人が声かけを必要としているとは限らない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレなどのデザインを統一して、どこでも同じように使えるとよい</li> </ul>
地区設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは中心市街地の取り組みが多かったが、観光地の取り組みも必要</li> </ul>

### 【B班】

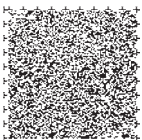
移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の確保、段差の解消をしてほしい</li> <li>・自転車レーンの整備を進めてほしい</li> <li>・福島駅の東西の移動が不便である</li> <li>・電柱を地中化してほしい</li> </ul>
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを民間から借りられるようにし、その掃除を障がい者の仕事として確立する</li> <li>・トイレの内鍵はつまみよりもレバーに統一してほしい。内鍵を直すとき、寄附工事いただいた方（社）の名称を表示する</li> <li>・建物施設を作った後の管理がおろそか。清掃、修繕にお金をかけてほしい</li> <li>・ヘルプマークの人のシートが電車やバス以外の施設にもほしい</li> </ul>
案 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車内や駅は情報量が多すぎる。情報を整理して分かりやすい表示、落ち着いた雰囲気にしてほしい</li> <li>・バスロケーションシステムを修理してほしい</li> <li>・聴覚障がい者でも災害発生時に情報を得ることができる方法を確立してほしい</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者以外の住民と一緒にまち歩き点検をしたい</li> <li>・担当課職員に障がい者が少ない</li> </ul>
地区設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地など人が集まる地区での取り組みも大切</li> </ul>

担当課：交通政策課



## ワークショップからみえた課題

現状	課題
声掛けが少なく、高齢者や障がい者とのバリアとなっている	<u>お互いを支え合う意識の向上が必要</u>
高齢者や障がい者などと共に行動する場が少ない	<u>お互いを理解する体制の確立</u>
歩道の段差など移動時の障壁がある	<u>移動経路など想定したバリアフリー化</u>
バリアフリー情報が共有されていない	<u>分かりやすいバリアフリーの情報提供</u>
これまで整備したバリアフリー施設などが修繕・改良されていない	<u>利用者の声を聞きながら、継続的なバリアフリー化への取り組み</u>
中心市街地のバリアフリー化は進んでいるが、観光地などの人が集まる地区については進んでいない印象がある	<u>市民だけではなく、来訪者が集まる地区のバリアフリー化についても取り組みが必要</u>
<b>まとめ</b> 高齢者や障がい者と行動する機会が少なく、バリアフリー情報が共有されないことから、ソフト・ハード面ともに適切な対応がされていない	さまざまな人が参画し、情報共有できる社会づくりと、ソフト・ハードそれぞれの質の向上や継続した取り組みが必要



担当課：交通政策課

## 6-5. 移動等円滑化促進地区の設定

市民アンケート調査および本市の福祉やまちづくり、観光などに関する計画などから選定した移動等の円滑化を促進する候補地について、まち歩き点検やワークショップなどにより確認し、移動等円滑化促進地区として設定します。

### ① 中心市街地地区

福島駅を中心とした中心市街地地区は、本市の交通結節拠点であり多数の公共施設や小規模な社会福祉施設、商業施設が立地している地区であり、高齢者や障がい者などが利用する施設をはじめとする本市の都市機能が集積した地区である。また、福島市立地適正化計画では、中心市街地が都市機能区域に設定されており、都市機能区域を基に移動等円滑化促進地区に設定することで、効果的なバリアフリー化を図れると考えられることから、都市機能区域を包括した移動円滑化促進地区として設定します。

### ② 飯坂温泉地区 ③ 土湯温泉地区 ④ 高湯温泉地区

福島市観光振興計画で観光バリアフリーを推進していくため、飯坂温泉地区、土湯温泉地区、高湯温泉地区は地域資源として、温泉王国・福島市としての重層的な魅力を提供しており、観光入込客数が多い各温泉地区において、障がい等の有無にかかわらず、訪れる全ての方が安心して旅行を楽しむことができるよう、受け入れる環境の整備や情報発信が必要であることから、移動等円滑化促進地区として設定します。

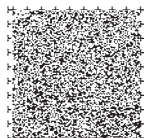
### ⑤ 花見山周辺地区

花見山公園は、その周辺の花木生産農家の集落による色とりどりの花木畑が織りなす美しい景観により、全国に誇る花の名所として知られており、毎年多くの観光客が訪れることから、移動等円滑化促進地区として設定します。

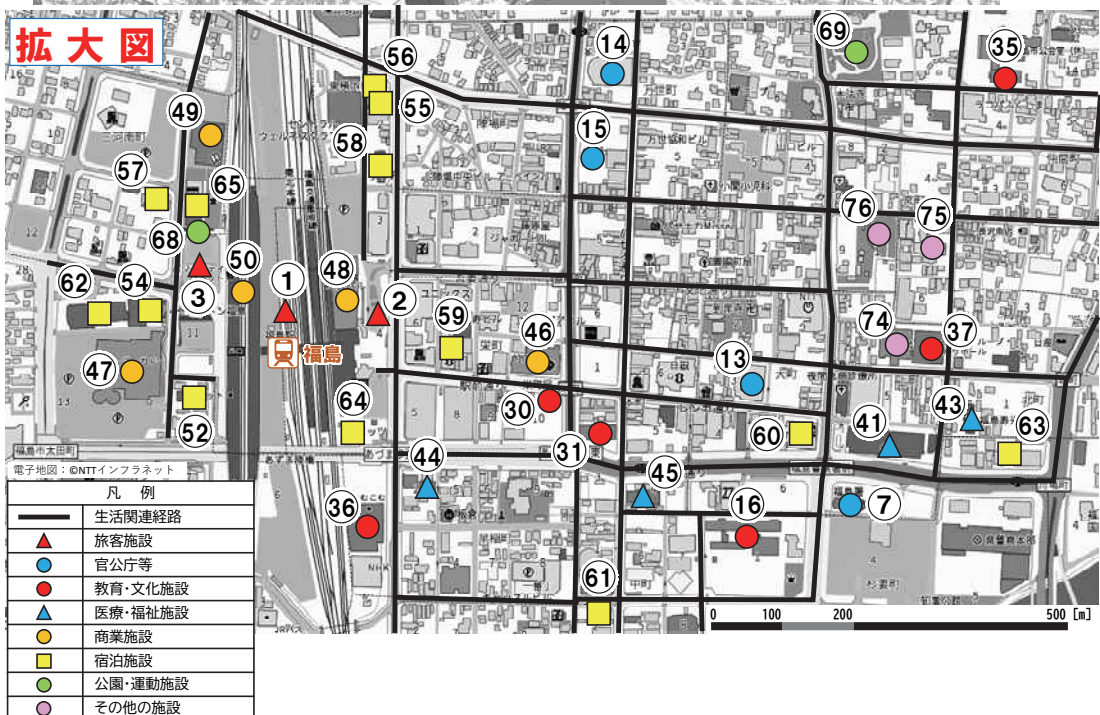
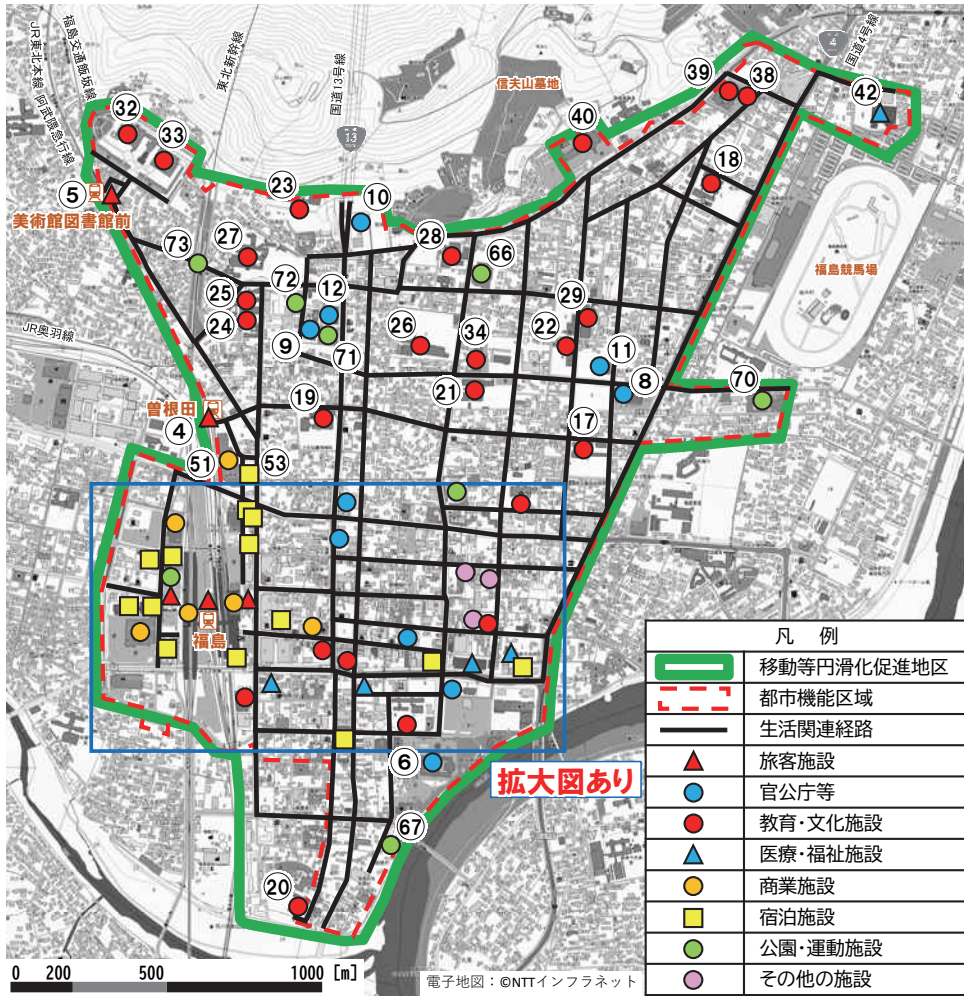
### ⑥ あづま総合運動公園周辺地区

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、あづま総合運動公園で一部の競技が実施されます。これを契機にバリアフリーを推進し次世代へつなげていくため、会場周辺地区についても継続的なバリアフリー化の取り組みを実施する必要があります。各種レクリエーション拠点でもあるあづま総合運動公園や四季の里などの周辺を、移動等円滑化促進地区として設定します。

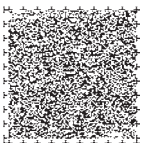
担当課：交通政策課



【① 中心市街地地区】面積：362.4ヘクタール



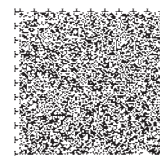
担当課：交通政策課



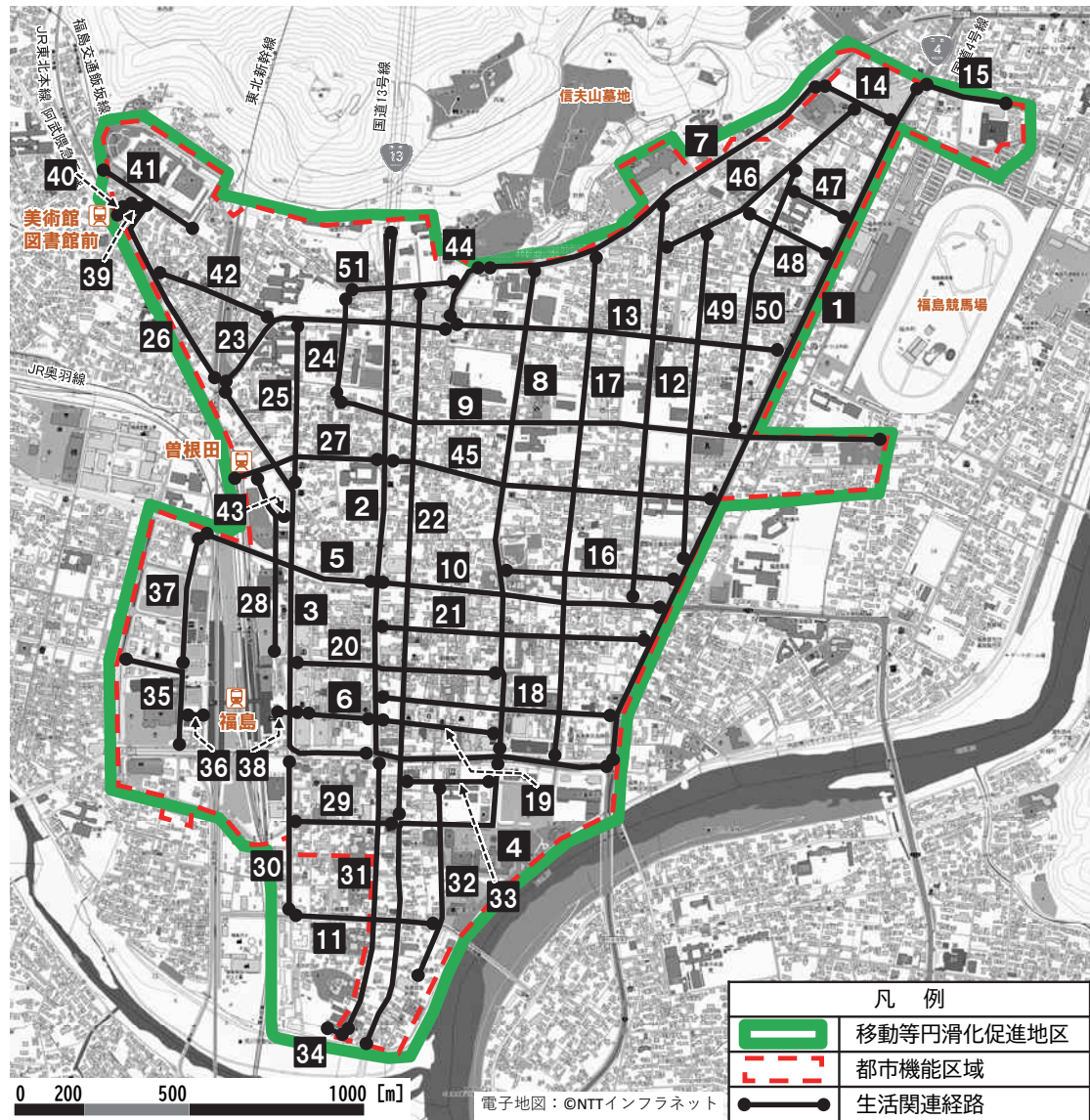
○中心市街地地区（主な生活関連施設）

区 分	施 設 名
旅客施設	①福島駅，②福島駅東口駅前広場，③福島駅西口駅前広場 ④曾根田駅，⑤美術館図書館前駅
官公庁等	⑥福島県庁，⑦福島警察署，⑧福島市役所 ⑨福島市保健福祉センター，⑩福島税務署，⑪福島地方裁判所 ⑫福島中央郵便局，⑬東邦銀行本店，⑭福島銀行本店 ⑮福島信用金庫本店
教育・文化施設	⑯福島市立福島第一小学校，⑰福島市立福島第二小学校 ⑱福島市立福島第三小学校，⑲福島市立福島第四小学校 ⑳福島市立清明小学校，㉑福島大学附属小学校 ㉒桜の聖母学院小学校，㉓福島市立福島第四中学校 ㉔福島県立福島視覚支援学校，㉕福島県立福島聴覚支援学校 ㉖福島県立橘高等学校，㉗福島県立福島高等学校 ㉘松韻学園福島高等学校，㉙桜の聖母短期大学 ㉚福島県立医科大学保健科学部，㉛福島学院大学福島駅前キャンパス ㉜福島県立美術館，㉝福島県立図書館，㉞福島市市民会館 ㉟福島市立図書館，㊱こむこむ館 ㊲キョウワグループテルサ・ホール，㊳古関裕而記念館 ㊴ふくしん夢の音楽堂，㊵とうほう・みんなの文化センター
医療・福祉施設	④①大原総合病院，④②福島赤十字病院，④③福島寿光会病院，④④一風館 ④⑤まちなか宝生園
商業施設	④⑥AXCビル，④⑦イトーヨーカ堂，④⑧S-PAL 福島，④⑨コラッセふくしま ④⑩福島駅西口パワーシティピボット，④⑪MAX ふくしま
宿泊施設	④⑫アパホテル福島駅前，④⑬グランパークホテルエクセル福島恵比寿 ④⑭ザ・セレクトン福島，④⑮東横イン福島駅東口Ⅰ ④⑯東横イン福島駅東口Ⅱ，④⑰東横イン福島駅西口 ④⑱福島リッチホテル，④⑲ホテル大亀，④⑳ホテルサンキョウ福島 ④㉑ホテルサンルート福島，④㉒ホテル福島グリーンパレス ④㉓ホテル福島ヒルズ，④㉔ホテルメッツ福島 ④㉕リッチモンドホテル福島駅前
公園・運動施設	④⑳NCV ふくしまアリーナ，④㉑御倉町地区公園，④㉒コラッセ広場 ④㉓新浜公園，④㉔ふくしま児童公園 SFC ももりんパーク ④㉕福島ふれあいパーク，④㉖森合町公園，④㉗森合緑地
その他の施設 (冠婚葬祭、観光施設)	④㉘クーラクーリアンテ，④㉙福島斎場，④㉚福島稲荷神社

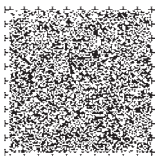
担当課：交通政策課



○中心市街地地区（主な生活関連経路）

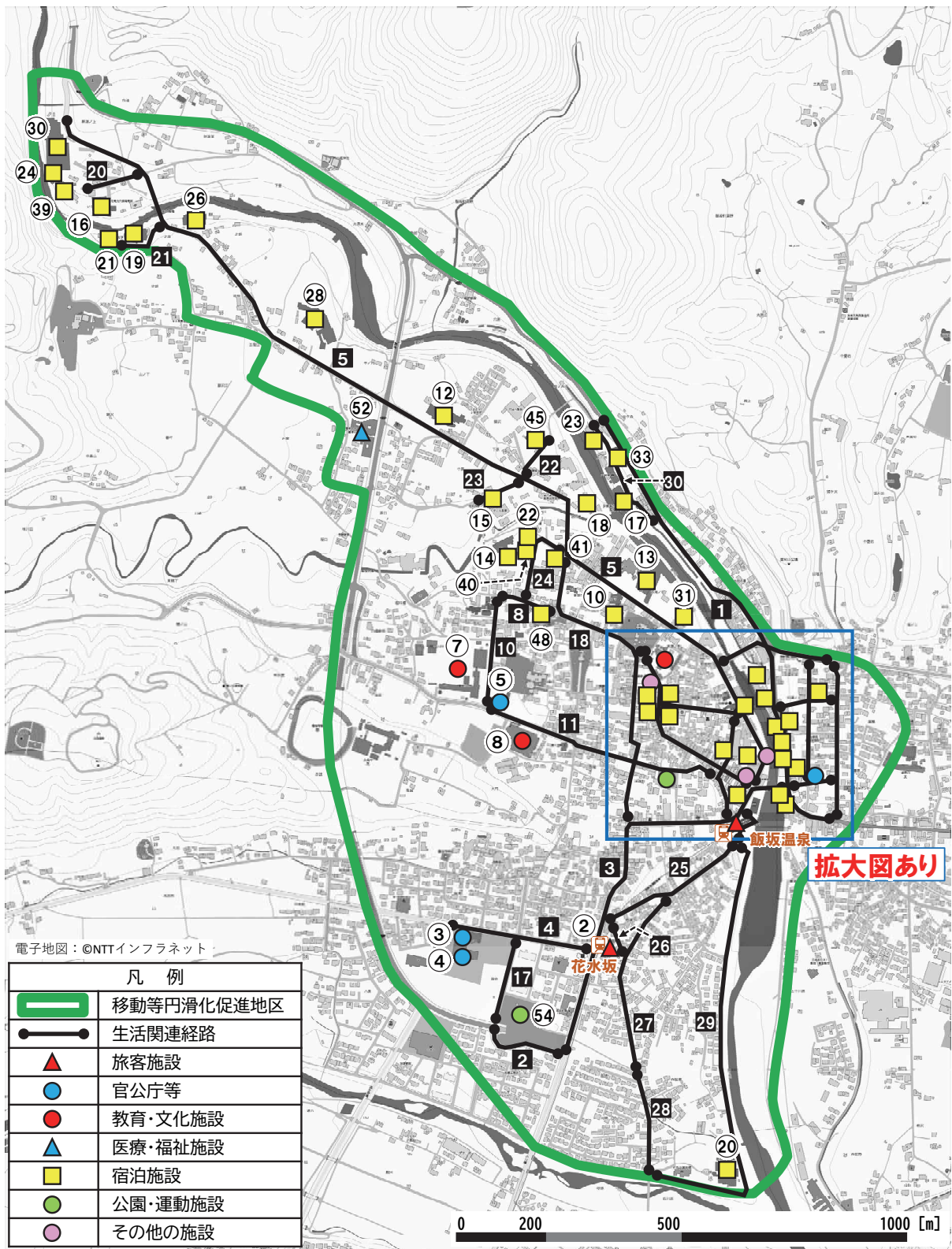


区分	路線名
国道	1 国道4号線, 2 国道13号線
県道	3 福島飯坂線, 4 水原福島線, 5 庭坂福島線, 6 福島停車場線
市道	7 太平寺・山口線, 8 杉妻町・御山線, 9 曾根田・三本木線, 10 腰浜町・町庭坂線 11 矢剣町・鳥谷下町線, 12 仲間町・春日町線, 13 旭町・森合町線, 14 入江町・桜木町線 15 八島町4号線, 16 新町・浜田町線, 17 舟場町・山下町線, 18 栄町・舟場町線, 19 本町・上町線 20 栄町・上町線, 21 栄町・豊田町線, 22 中町・御山町線, 23 曾根田町・御山町線 24 天神町・森合町1号線, 25 天神町・森合町2号線, 26 前田・台線, 27 天神町・三河北町線 28 栄町・曾根田町線, 29 中町・太田町線, 30 早稲町・清明町1号線, 31 早稲町・清明町4号線 32 中町・柳町線, 33 中町・杉妻町線, 34 柳町・清明町線, 35 太田町5号線, 36 太田町7号線 37 三河北町・三河南町1号線, 38 栄町5号線, 39 台2号線, 40 台3号線, 41 西養山・戸ノ内線 42 森合町・台線, 43 曾根田町・天神町線, 44 御山町8号線, 45 天神町・浜田町線 46 春日町・入江町線, 47 松浪町・春日町2号線, 48 松浪町・春日町3号線, 49 浜田町・春日町線 50 北五老内町・松浪町線, 51 西養山・御山町線

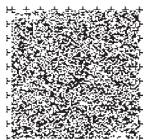


担当課：交通政策課

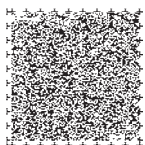
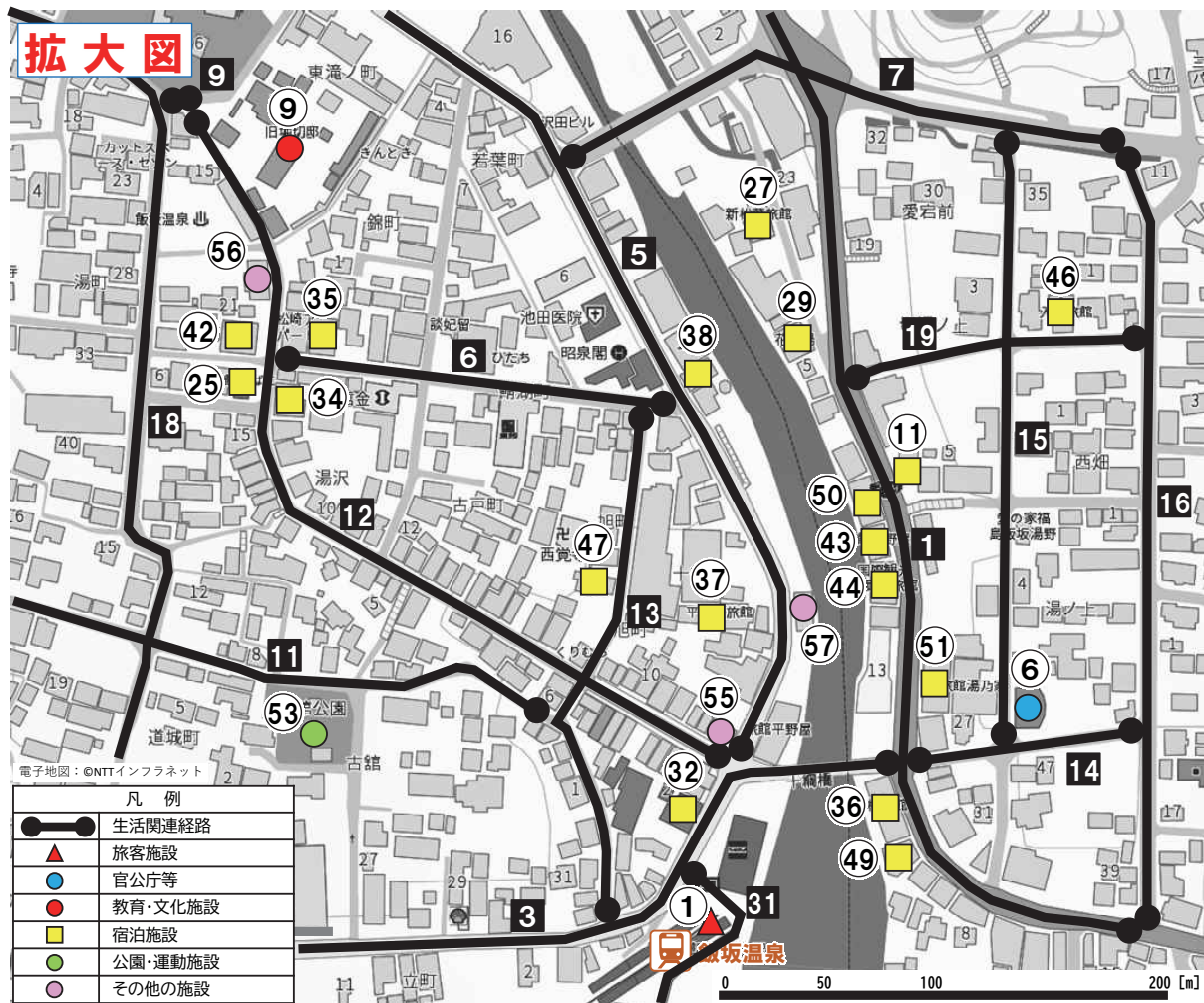
【② 飯坂温泉地区】（全体図）面積：194.9ヘクタール



担当課：交通政策課



## 【② 飯坂温泉地区】（拡大図）



担当課：交通政策課



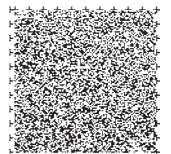
○飯坂温泉地区（主な生活関連施設）

区分	施設名
旅客施設	①飯坂温泉駅，②花水坂駅
官公庁等	③飯坂支所，④飯坂学習センター，⑤飯坂郵便局 ⑥福島北警察署飯坂幹部交番
教育・文化施設	⑦福島市立飯坂小学校，⑧パルセいいざか，⑨旧堀切邸
宿泊施設	⑩青葉旅館，⑪あたご屋，⑫あづま荘，⑬飯坂ホテル聚楽 ⑭伊勢屋旅館，⑮一柳閣，⑯いづみや，⑰伊東園ホテル飯坂叶や ⑱詠帰亭，⑲おきな旅館，⑳御宿かわせみ，㉑かじか荘 ㉒喜久屋旅館，㉓くつろぎの宿華滝，㉔溪苑花の瀬，㉕鯖湖旅館 ㉖山房月之瀬，㉗新松葉旅館，㉘摺上亭大鳥 ㉙清流の宿花乃湯，㉚匠のこころ吉川屋，㉛千歳旅館 ㉜つたや旅館，㉝天竜閣，㉞なかむらや旅館，㉟なかや旅館 ㊱橋本館，㊲平野屋旅館，㊳福住旅館，㊴富士屋旅館 ㊵双葉旅館，㊶ホテル翠月，㊷ほりえや旅館，㊸前野屋旅館 ㊹松島屋旅館，㊺祭屋湯左衛門，㊻旅館入舟，㊼旅館栄楽 ㊽旅館幸，㊾旅館小松や，㊿旅館新亀，㊽旅館湯乃家
医療・福祉施設	⑥②福島県飯坂ホーム
公園・運動施設	⑥③古館公園，⑥④乙和公園
その他の施設 （観光施設）	⑥⑤飯坂温泉観光協会，⑥⑥共同浴場鯖湖湯，⑥⑦共同浴場波来湯

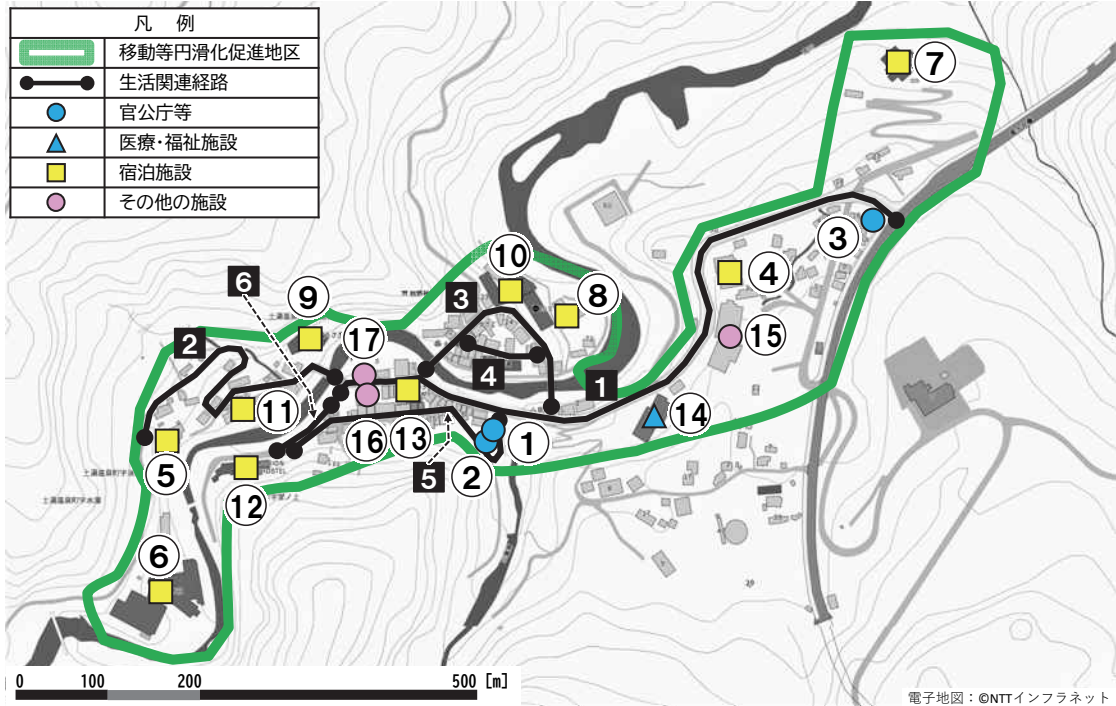
○飯坂温泉地区（主な生活関連経路）

区分	路線名
国道	①国道399号線，②国道399号線（飯坂バイパス）
県道	③福島飯坂線，④中野梶町線，⑤穴原十綱線
市道	⑥若葉町・館ノ山線，⑦湯野・平野線，⑧西堀切・藤沢田線，⑨湯町・西滝ノ町線 ⑩筑前・西堀切線，⑪古館・中赤館線，⑫十綱町・東滝ノ町線，⑬十綱町・鯖湖町線 ⑭湯ノ上2号線，⑮湯ノ上・愛宕前線，⑯湯ノ上・道角線，⑰銀杏・梶町線 ⑱横町・東堀切線，⑲切湯ノ上・西畑線，⑳湯尻・新湯線，㉑北原・片倉線 ㉒下原・縦ノ木下線，㉓下原・石倉線，㉔西堀切1号線，㉕町裏・十綱下線 ㉖町裏・下川原線，㉗下川原線，㉘高館・六角線，㉙十綱下・小川端線 ㉚館下・縦ノ木下線，㉛東坂下・十綱下線

担当課：交通政策課



### 【③ 土湯温泉地区】面積：18.3ヘクタール

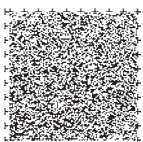


#### ○土湯温泉地区（主な生活関連施設）

区分	施設名
官公庁等	①土湯温泉町支所, ②土湯温泉郵便局, ③福島警察署土湯駐在所
宿泊施設	④御とめ湯り, ⑤錦滝旅館, ⑥山水荘, ⑦土湯別邸 里の湯 ⑧はるみや旅館, ⑨福うさぎ, ⑩ホテル向瀧, ⑪山根屋旅館 ⑫YUMORI ONSEN HOSTEL, ⑬旅館ニュー扇屋
医療・福祉施設	⑭ケアハウス土湯宝生園
その他の施設 (観光施設)	⑮土湯温泉観光交流センター湯愛舞台 ⑯土湯温泉まちおこしセンター湯楽座 (土湯温泉観光協会) ⑰公衆浴場 中之湯

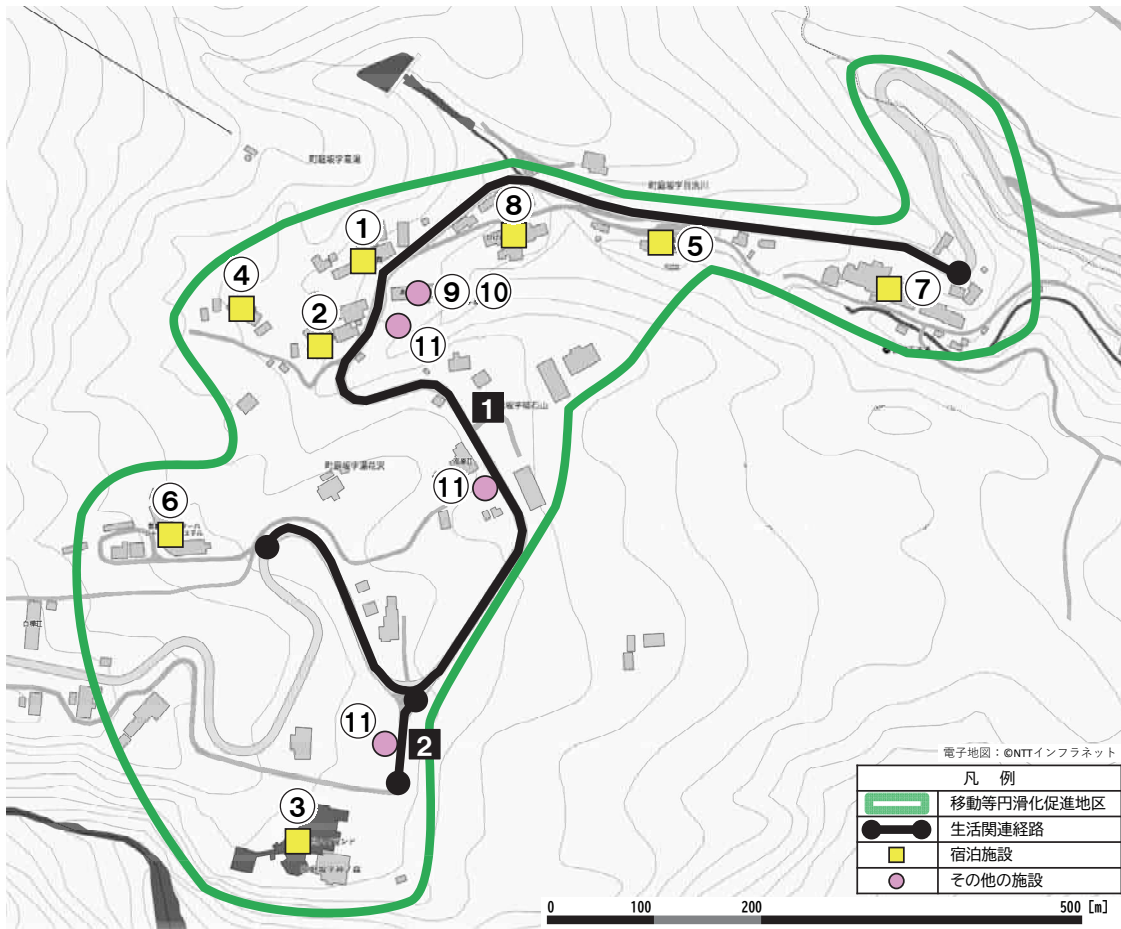
#### ○土湯温泉地区（主な生活関連経路）

区分	路線名
県道	①土湯温泉線
市道	②上ノ町・大岩線, ③坂ノ上・下ノ町線, ④杉ノ下3号線, ⑤上ノ町・堂ノ上線 ⑥下ノ町・堂ノ上線



担当課：交通政策課

【④ 高湯温泉地区】面積：29.3ヘクタール



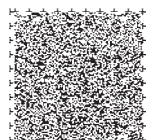
○高湯温泉地区（主な生活関連施設）

区 分	施 設 名
宿泊施設	①安達屋旅館，②吾妻屋，③花月ハイランドホテル，④静心山荘 ⑤高湯温泉のんびり館，⑥ユースホステル，⑦旅館玉子湯 ⑧旅館ひげの家
その他の施設 （観光施設）	⑨共同浴場あったか湯，⑩高湯温泉観光協会，⑪駐車場

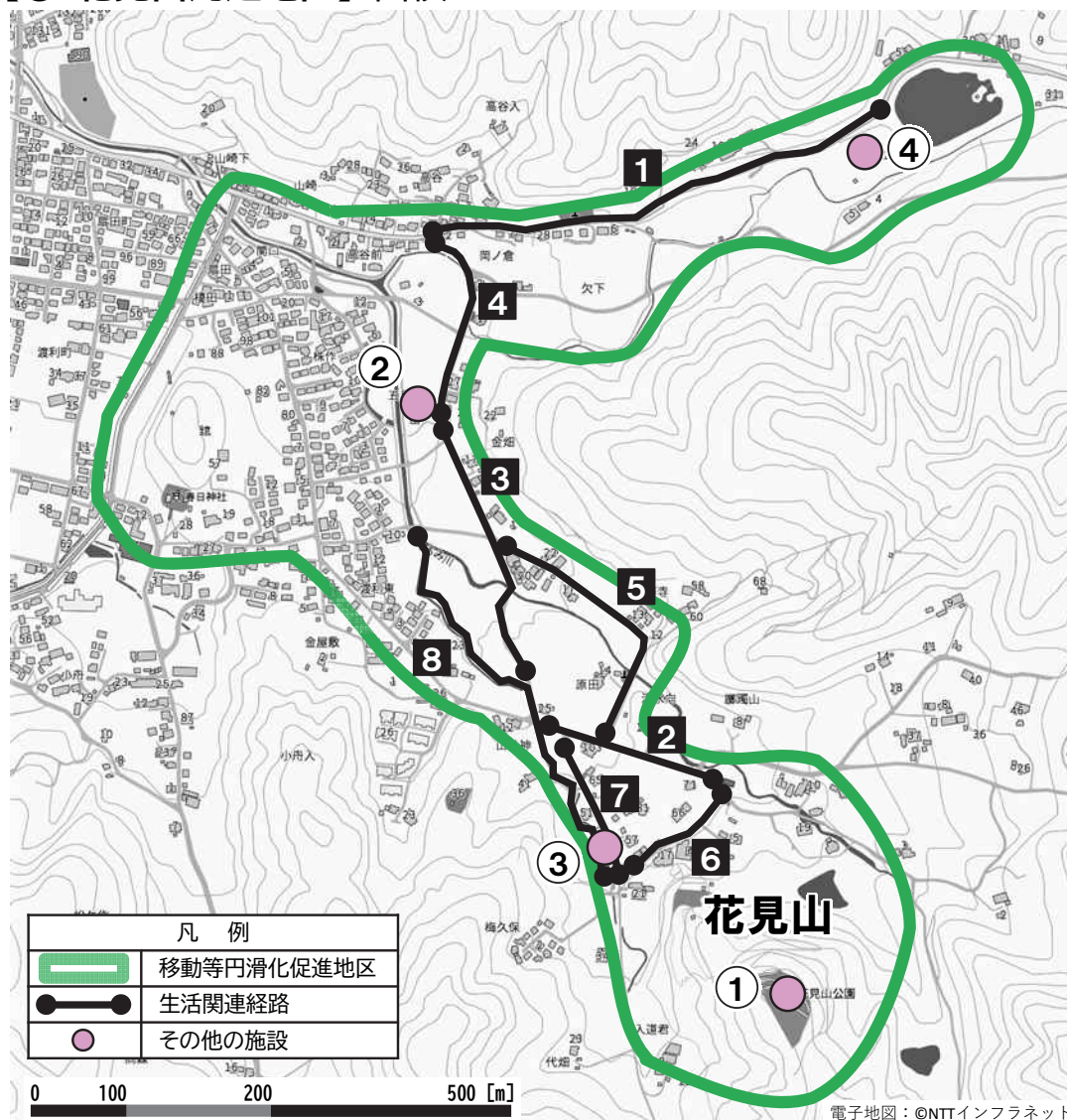
○高湯温泉地区（主な生活関連経路）

区分	路 線 名
県道	<b>1</b> 福島吾妻裏磐梯線
市道	<b>2</b> 神ノ森2号線

担当課：交通政策課



【⑤ 花見山周辺地区】面積：63.2ヘクタール

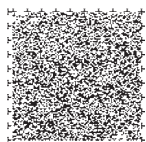


○花見山周辺地区（主な生活関連施設）

区分	施設名
その他の施設 (観光施設)	①花見山公園，②花見山駐車場，③花見山公園前観光案内所 ④茶屋沼広場

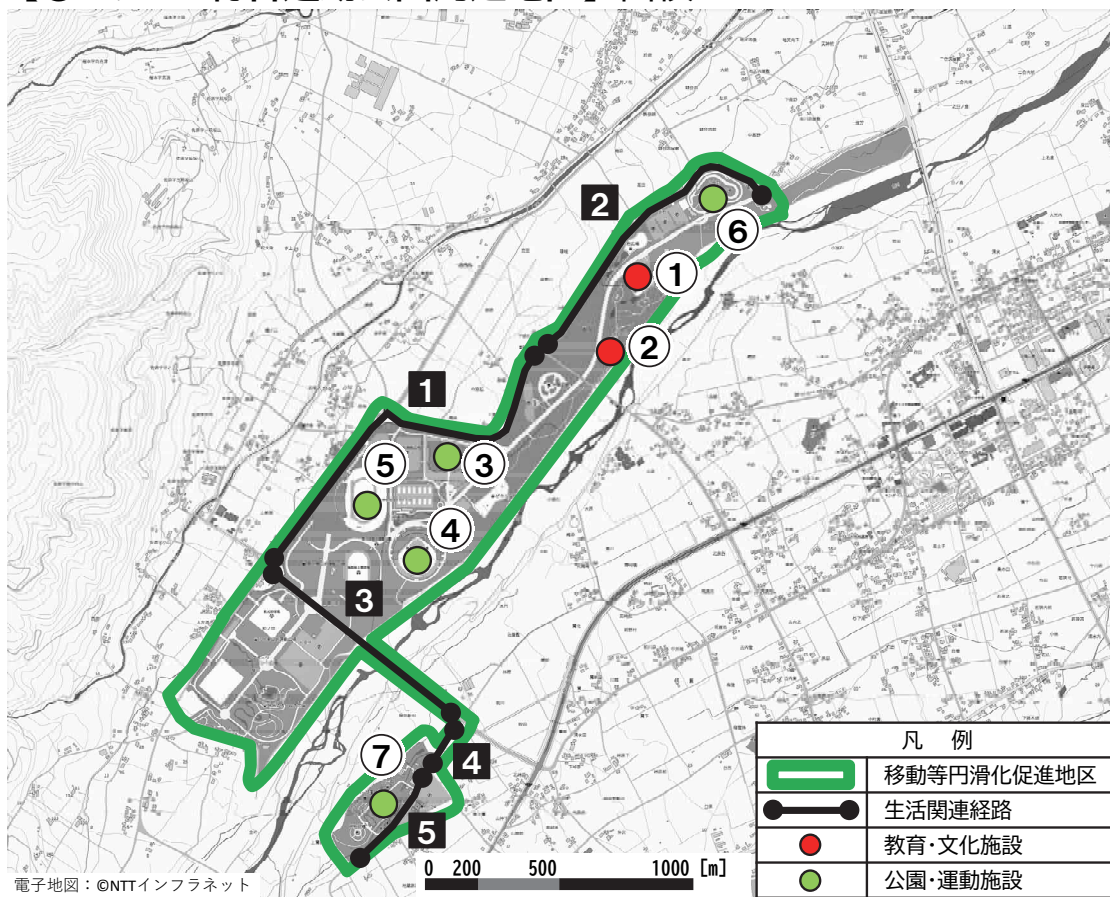
○花見山周辺地区（主な生活関連経路）

区分	路線名
県道	①山口渡利線
市道	②砂山・山ノ神線，③関口・山ノ神線，④高谷前・金畑下線，⑤東・原田線 ⑥原・滝ノ下線，⑦原・狼ヶ窪線，⑧金畑下・原線



担当課：交通政策課

【⑥ あづま総合運動公園周辺地区】面積：126.0ヘクタール



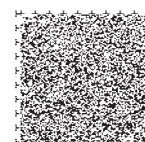
○あづま総合運動公園周辺地区（主な生活関連施設）

区分	施設名
教育・文化施設	①福島市民家園，②旧広瀬座
公園・運動施設	③あづま総合体育館、④あづま球場 ⑤とうほう・みんなのスタジアム，⑥サイクルスポーツ広場 ⑦農村マニユファクチャー公園(四季の里)

○あづま総合運動公園周辺地区（主な生活関連経路）

区分	路線名
市道	①足王前・地蔵原線，②上高野・大石前線，③荒井・あづま公園線 ④山神・上鷲北線，⑤地蔵原丙・上鷲西線

担当課：交通政策課



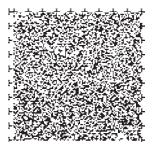
## 6-6. バリアフリー化の促進に関する取り組み

高齢者や障がい者をはじめとするすべての方が利用しやすい施設の整備に向けて、市民アンケート調査から見えたバリアフリー化の現状や課題、まち歩き点検、ワークショップにおける意見等を参考に、施設ごとのバリアフリー化に関する基本的な考え方をまとめました。

なお、地形や構造上の制限などの課題があることから、市民・事業者・行政が連携しながら、それぞれが可能な限りの取り組みを実践することで、本市のバリアフリー化を推進します。

(参考) 移動等円滑化促進地区における配慮事項

	現状	配慮事項
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの教育の場が少ない。</li> <li>●障がい者への声掛けが少ない。</li> <li>●障がい者と共に行動する場が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等でバリアフリー教育の場を設け、お互いを理解する体制の確立を図る。</li> <li>●ヘルプマークやヘルプカードの普及促進を図る。</li> <li>●旅館や公共交通におけるおもてなし研修などを実施する。</li> <li>●様々な人が参画し、情報共有できる社会づくりを推進する。</li> </ul>
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バス停など老朽化した施設の更新や修繕がされていない。</li> <li>●障がい者優先駐車スペースが確保されていない、または出入口から離れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者が分かりやすく、安全に利用できる優先施設の設置に努める。</li> <li>●バス停など旅客サービス施設の利便性向上に努める。</li> <li>●利用者の声を聞きながら、継続的なバリアフリー化の取り組みを進める。</li> <li>●民間施設もバリアフリー化に配慮した構造に努める。</li> </ul>

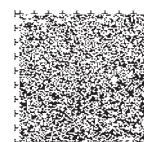


担当課：交通政策課

生活関連 経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路と施設出入口、歩道の路面に段差が生じている。</li> <li>●移動の妨げとなる場所に車止めやプランターがある。</li> <li>●路面と点字ブロックや施設が同系色で見えづらい。</li> <li>●点字ブロックによる誘導が途切れている。</li> <li>●網目の粗いグレーチング（側溝にかぶせる網目状の金属製の蓋）がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路と施設出入口の段差の修繕に努め、だれもが出入りしやすい出入口の構造とする。</li> <li>●安全な歩行空間の確保に努める。</li> <li>●視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は舗装材の色とのコントラストに配慮するとともに、施設間の連続性に配慮する。</li> <li>●グレーチングなどの工作物については、バリアフリーに配慮した施工および修繕に努める。</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電車内や駅は情報量が多く、情報が整理されていない。</li> <li>●案内板の情報の更新がされていない。</li> <li>●バリアフリーの情報が共有されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅施設の利用やバスなどの乗り換えについて、わかりやすい情報提供に努める。</li> <li>●案内板の情報の更新に配慮し、内容を充実させる。（点字や多言語標記、音声案内、ピクトグラムなど）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根付きで休める場がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休憩所を確保する。</li> </ul>



担当課：交通政策課



## 第7章 わかりやすいバリアフリー環境の形成

バリアフリー化の取り組みを迅速かつ効果的に推進するため、バリアフリー情報の収集や発信などに取り組みます。

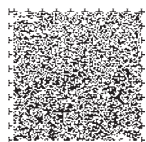
### 7-1. 届出制度の概要

改正バリアフリー法第24条の6より、マスタープランで定めた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設と道路の境目にて改修工事などを実施する際には移動の連続性を確保するため、事前に改修工事の内容などを市に届出が必要となります。

なお、届出制度を活用することにより、連続したバリアフリー化を確保するため、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図り、面的一体的なバリアフリー化を推進することができます。

届出対象箇所と対象施設

届出対象箇所	届出対象施設		届出の範囲
	施設 1	施設 2	
中心市街地地区			
福島駅東口	福島駅	東口駅前広場	鉄道駅と駅前広場の連続性確保
		県道 福島飯坂線	駅前広場と道路の連続性確保
		市道 栄町・曾根田町線	
		市道 栄町1号線	
福島駅西口	福島駅	西口駅前広場	鉄道駅と駅前広場の連続性確保
		市道 三河北町・三河南町1号線	駅前広場と道路の連続性確保
		市道 太田町5号線	
		市道 太田町7号線	
曾根田駅	曾根田駅	市道 天神町・三河北町線	鉄道駅と道路の連続性確保
美術館図書館前駅	美術館図書館前駅	市道 台3号線	鉄道駅と道路の連続性確保
飯坂温泉地区			
飯坂温泉駅	飯坂温泉駅	県道 福島飯坂線	鉄道駅と道路の連続性確保
花水坂駅	花水坂駅	県道 福島飯坂線	鉄道駅と道路の連続性確保

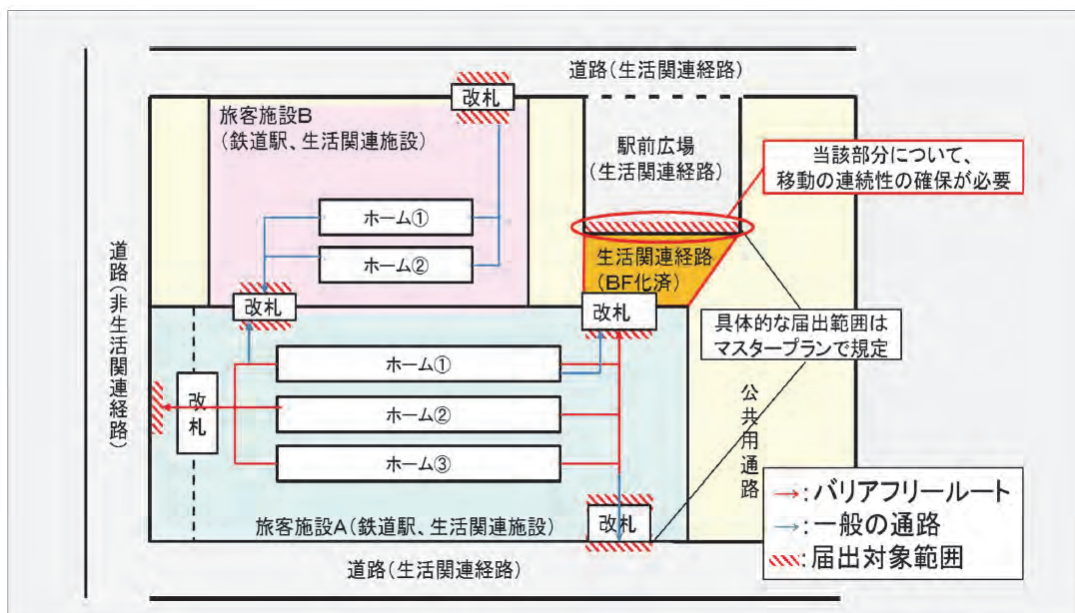


担当課：交通政策課



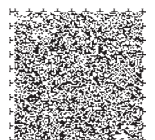
(参考)

- 旅客施設（鉄道駅など）における届出の対象範囲
  - ・他の駅との間の出入口
  - ・他の駅や駅前広場、道路に接する部分や施設との間の出入口
  - ・駅構内におけるバリアフリールートとの出入口
- 道路における届出の対象範囲
  - ・駅との間の出入口



資料：国土交通省

担当課：交通政策課



## 7-2. バリアフリー情報の整理および提供

高齢者や障がい者、外国人などの全ての人が移動する際や施設利用時における利便性や安全性を向上させるために、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路などの情報について、SNSを活用した一般参加型の情報収集など、官民連携による取り組みを推進します。

また、どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には必要となり、バリアフリー情報（もしくはバリア情報）の提供により、どの施設が利用可能なのか（もしくは利用できないのか）、どの経路が移動可能なのか（もしくは移動できないのか）といった情報を事前に把握できるよう、バリアフリー化された施設の情報をわかりやすく提供するバリアフリーマップの更新やバリアフリー情報を記載できるステッカーの掲示などについて、官民一体となって取り組めます。

これらの取り組みにより、さまざまな人が外出前や外出先で、必要な情報を施設ごとに検索しなくても効率的に入手することが可能となり、安心して外出ができることにつながります。

(参考)

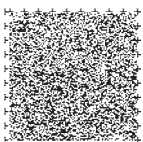


資料：ふくしまバリアフリーツアースタッフ



(参考イメージ)

バリアフリーステッカー



担当課：交通政策課

## 第8章 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現に向けて、市民との共創のまちづくりの観点に立ち、世代や性別などを問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政などの多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと「バリアフリー化の課題」などを把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて取り組みます。

### 8-1. 評価・見直し

マスタープランが計画策定だけで終わることのないように、市民の意識や社会経済情勢の変化、上位・関連計画の見直し状況などを踏まえ、概ね5年を目途にマスタープランの見直し検討を行います。

また、5年間の計画期間中であっても、本市におけるバリアフリー化が持続可能な取り組みとなるために必要と認められる場合は、マスタープランを変更します。

引き続き、マスタープランの作成を契機とした施設設置者および施設管理者などとの事業連携を図るため、基本構想の策定に向けて取り組みます。

### 8-2. 推進体制の継続

マスタープランの実現に向けて、福島市地域公共交通活性化協議会を主体とし、バリアフリー推進パートナー、市民、各種団体、事業者、国、県などと連携し、バリアフリー化に向けたさまざまな取り組みを推進します。

#### (1) 市民や各種団体、事業者などとの連携

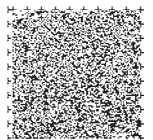
マスタープランは、バリアフリーに関する多岐にわたるさまざまな課題を整理し、本市全域のバリアフリー化の方針を示したものです。

マスタープランの施策を推進するため、行政のみならず、市民、各種団体、事業者などとの連携や協力体制を構築することが必要です。

#### (2) 国や県などとの連携

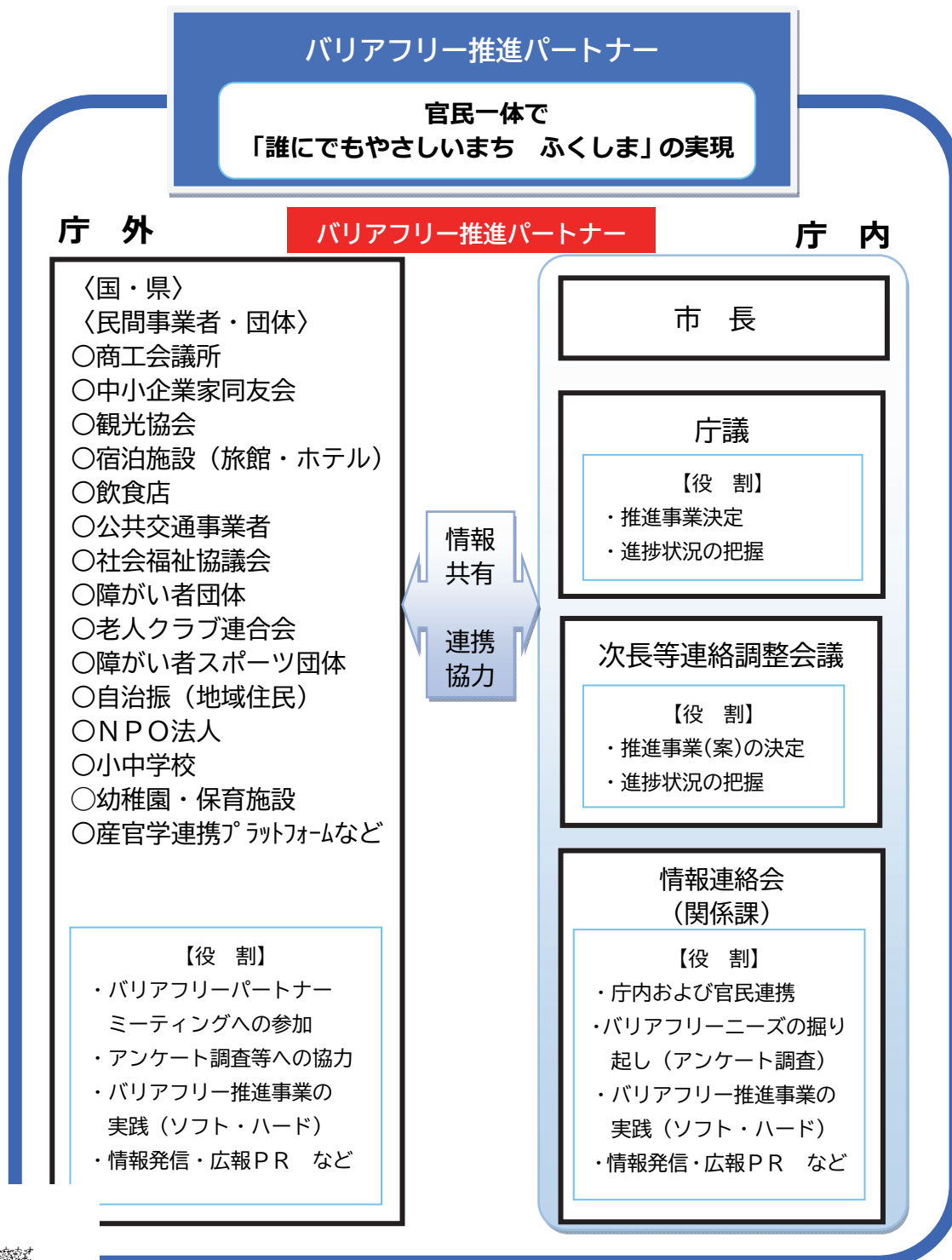
バリアフリー法や障害者差別解消法など、マスタープランに関連する法の改正や、上位・関連計画との整合を図るため国や県との連携を推進し、それぞれの役割分担のもと効果的かつ効率的な取り組みを実践します。

担当課：交通政策課

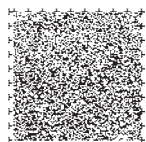


### (3) 官民による連携

マスタープランの実施にあたっては、担当部局が個別に対応するのではなく、都市、福祉、政策、建設、市民、観光など、関連部局との連携を強化しながら、各取り組みを組織横断的に展開します。



担当課：地域福祉課・交通政策課



### 8-3. 計画の実現に向けて

マスタープランは、これまでに策定されたまちづくりや福祉に関する計画などとの整合を図り、ソフト・ハード両面のバリアフリー化を目指しています。

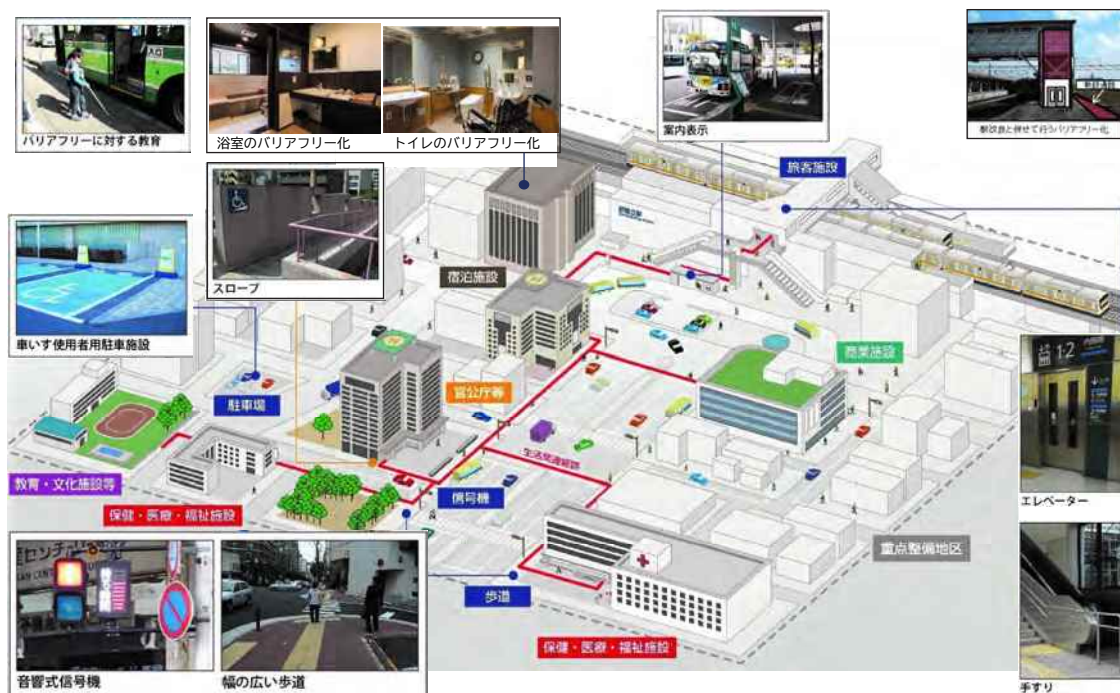
ソフト面では、先導的共生社会ホストタウンとして、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々が、お互いの特性を理解し支えあう社会の実現を目指し、心のバリアフリーに取り組みます。

また、ハード面では、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する旅客施設や宿泊施設、商業施設、運動施設など、生活関連施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズム（バリアフリー観光）の連携を図るため、連続した施設整備および情報発信などに取り組みます。

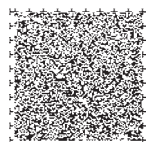
引き続き、施設を利用する際の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー基本構想の策定に取り組み、既存の施設などのバリアフリー化とあわせて、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する生活関連施設を結ぶ経路などの面的・一体的なバリアフリー化に取り組み、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

#### 【バリアフリー基本構想（イメージ）】

資料：国土交通省



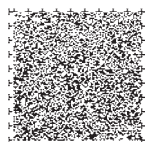
担当課：交通政策課



## 資料編

### 1 バリアフリーマスタープランの策定経過

年	開催日など	内容
令和2年	1月28日	福島市地域公共交通活性化協議会 市民アンケート調査票（案）等
	3月30日～ 4月30日	市民アンケート調査の実施 対象者：市内在住者5,000人（地区、年齢別 按分で対象者抽出） 回答者：2,196人（回答率43.9%）
	4月21日	福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 策定イメージ等
	7月 2日	福島市地域公共交通活性化協議会 市民アンケート結果、骨子案提示等
	7月20日	庁内連絡会議
	10月 9日	庁内連絡会議
	11月18日	まち歩き点検（土湯温泉地区、高湯温泉地区）
	11月19日	まち歩き点検（飯坂温泉地区）
	11月26日	まち歩き点検（中心市街地地区）
	12月 9日	障がい者団体等とのワークショップ
	令和3年	1月15日
2月 8日		庁内連絡会議
2月17日		庁内連絡会議
2月19日		福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 素案の案、概要版の提示
2月25日～ 3月25日		パブリックコメントの実施
5月21日		庁内連絡会議 原案、概要版の決定報告
5月21日		福島市地域公共交通活性化協議会（書面） 原案、概要版の決定報告
6月11日		市議会建設水道常任委員協議会報告



## 2 福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、地域の実情に即し持続可能な地域公共交通網の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）及び同法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の作成に関する協議を行うため、法第24条の4第1項の規定に基づき、福島市バリアフリーマスタープランの策定を行うため設置する。

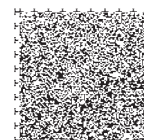
### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (3) 網形成計画及び再編実施計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 網形成計画及び再編実施計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること



- (5) 網形成計画及び再編実施計画に位置づけられた事業の実施に関するこ  
と
- (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
- (7) バリアフリーマスタープランの策定及び変更の協議に関すること
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が  
指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13) 福島県の関係行政機関の職員
- (14) 学識経験者
- (15) 福島市長が必要と認める者

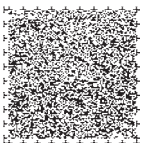
(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期  
は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。





- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

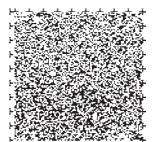
(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。



- 2 地域分会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。
- 3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

（事務局）

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。
  - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監事及び監査）

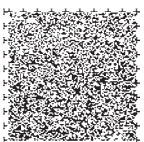
- 第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。
- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
  - 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（協議会が解散した場合の措置）

- 第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

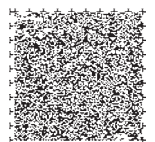


附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

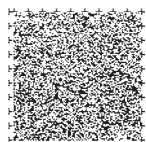
- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。



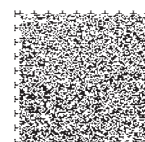
### 3 福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿

福島市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和3年 2月25日現在）

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	准教授	よしだ いつき 吉田 樹	学識経験者	交通
2	福島市いきいき共生推進委員会 (福島学院大学 福祉学部福祉心理学科 教授)	会長	えんどう としみ 遠藤 寿海		障がい
3	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	特任准教授	ながの ひるかず 長野 博一		障がい
4	東日本旅客鉄道株式会社 福島支店	支店長	すずき よしつぐ 鈴木 吉嗣	公共交通 事業者	交通
5	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	にいげき かつぞう 新関 勝造		交通
6	福島交通株式会社 福島支社	執行役員福 島支社長	ちはら みのる 茅原 稔		交通
7	ジェイアールバス東北 株式会社 福島支店	支店長	しょうじ ゆういち 庄司 勇一		交通
8	有限会社 カネハチタクシー	代表取締役	せきぐち ふみお 関口 富美男		交通
9	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	ししど しんいちろう 穴戸 紳一郎	事業者団体	交通
10	福島県タクシー協会	県北支部長	おおむら まさえ 大村 雅恵		交通
11	福島地区タクシー協同組合	理事長	にしじょう かつとし 西條 勝敏		交通
12	私鉄福島交通労働組合 福島支部	支部長	くにしま あきら 国嶋 章	運転者が 組織する団体	交通
13	全国自動車交通労働組合 連合会 福島地方本部	書記長	おおつき まさよし 大槻 政好		交通

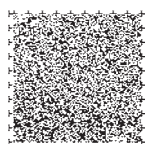


14	福島市町内会連合会	副会長	わたなべ ながお 渡部 永夫	市民の代表	交通
15	福島市老人クラブ連合会	会長	すずき やすお 鈴木 泰雄		交通
16	ふくしま市女性団体 連絡協議会	会長	おざわ かずえ 小澤 和枝		交通
17	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	常務理事	みうら たつお 三浦 辰夫		交通
18	福島市手をつなぐ親の会	理事	あらかき さちこ 荒木 幸子	障がい者 関連団体	障がい
19	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	むとう えいじ 武藤 永治		障がい
20	福島市聴覚障害者協会	会長	にしやま ひでゆき 西山 秀幸		障がい
21	(公財) 福島県障がい者 スポーツ協会	書記	ましこ めぐみ 増子 恵美		障がい
22	NPO法人 ふくしまバリアフリ ーツアーセンター	センター長	さとう ゆかり 佐藤 由香利		観光
23	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	おく ゆたか 奥 豊	道路管理者	交通
24	福島県福島警察署	交通第一 課長	うえの やすし 上野 康志	都道府県警察	交通
25	福島県福島北警察署	交通課長	みずの ひろゆき 水野 弘幸		交通
26	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企 画専門官	こしと すなお 越戸 直	関係行政機関	交通
27	福島県県北建設事務所	管理課長	おの だ まこと 小野田 慎		障がい
28	福島県県北地方振興局	県民環境 部長	にへい ひろゆき 二瓶 広之		交通
29	福島市立福島養護学校	教頭	やない よしふみ 箭内 吉文		教育
30	福島市健康福祉部	部長	やまだ ひとし 山田 準		障がい
31	福島市都市政策部	部長	えんどう のりお 遠藤 徳良		交通

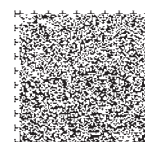


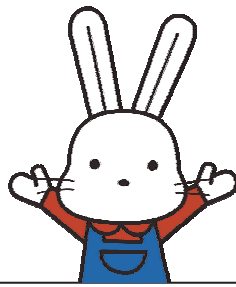
## 4 用語解説

用語	解説
異種鳴き交わし方式（音響式信号機）	横断歩道の両端から交互に違う音を出すことで誘導性を高めた音響式信号機です。
移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性および安全性を向上することです。
移動等円滑化促進地区	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行なわれる地区、生活関連施設および生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区のことです。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方をもちすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障がい者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起のついたブロックのことです。
スパイラルアップ	「評価・点検」とそれを踏まえた「改善・改良」を繰り返し続けることで、継続的に向上させる仕組みのことです。
生活関連経路	生活関連施設間を連絡する移動経路のことです。
生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設などのことです。
多目的（多機能）トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなど乳幼児対応設備を備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレです。
低床バス	車いす使用者や高齢者などが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを低くしたバスです。



バリアフリー推進 パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のことです。
バリアフリー推進 パッケージ	東京2020オリンピック・パラリンピック競技を契機にバリアフリーニーズを掘り起こしながら、地域や施設のバリアフリーを推進するバリアフリーマスタープランと連携し、官民一体でソフト・ハード両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指す。また、この行動をレガシーのひとつとして次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のことです。
ピクトグラム	言語に制約されずに、視覚的に何らかの情報や注意を伝達するための絵文字のことです。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、初めからすべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方です。





福島市バリアフリーマスタープラン  
(移動等円滑化促進方針)

令和3年6月

編集・発行 福島市 都市政策部交通政策課  
健康福祉部地域福祉課  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
電話番号 024-535-1111 (代表)

